

教育委員会報

昭和54年 6月号 (No.346)

- 都道府県・指定都市教育委員会委員長
・教育長会議文部大臣説示
- 省エネルギー時代と教育
- 内申書裁判における条理について

6



文部省初等中等教育局地方課

法令用語(210) 「除 斥」

都道府県・指定都市教育委員会
委員長・教育長会議文部大臣説示……………(4)

省エネルギー時代と教育……………天谷 直弘……………(12)

内申書裁判における
条理について……………勝部 真長……………(21)

*教員海外派遣レポート*10 モロッコ

モロッコの教育……………定宗 一宏……………(44)

随 想
当たり前のこと……………森脇 英一……………(42)

元号——その文化史的意義……………所 功……………(29)

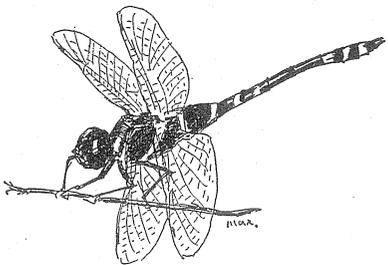
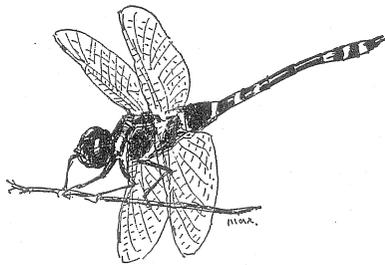
元号法について……………地方課……………(37)

教育委員会委員のいわゆる
準公選条例について……………地方課……………(54)

△資料▽

国家公務員の週休二日制の
再試行結果について……………(67)

新教育長紹介……………(77)



元号——その文化史的意義

所 功

元号については、これまで法制化をめぐって様々に議論されてきた。しかし、元号の有する文化史的な意義については、意見が出尽くしていないように思われるので、この機会にもう少し深く考えてみたい。

- ところで、この問題を論ずるにあたっては、その前提として確かめ明らかにしておかなければならないことがある。そのおもな点は、次のようなことであろうか。
- (一) 日本の元号は長い歴史を有する伝統文化だといわれているが、それはいつごろどのようにして始まったのか、また当初はどんな状態であったのか。
- (二) いまの元号は日常不可欠の生活文化になっている

が、このように一般の国民が元号を使う習慣はいつごろからあるのか、またどの程度普及していたのか。

(三) 日本の元号は約千三百年の間に二百五十近くもみられるが、それはどういう理由で改元されたのか、また誰がどのような方法によって定めたのか。

(四) いまの元号は天皇一代にひとつとされているが、このような一世一元の制度はいつからどうして始まったのか、またそれは今日どのような意味があるのか。

本稿は、これらの点について、簡単な解説を試みようとしたものである。なお、元号と年号は、ともに元(も

と・はじめ)の年に冠する称号の意であり、現在の辞書にも同義語として扱われている。もちろん、それで差し支えないが、歴史的にみると、古くは「年号」が多く使われ、明治以降は「元号」が公用語とされてきたから、本稿でも適宜両語を使い分けることがある。

一 日本年号の成立

日本の年号は「大化」をもって始めとする。もっとも、それより前に「法興」という年号のあったことが、聖徳太子関係の史料にみえる。しかし、これは太子を敬慕する一部の人が私的に作った年号(私年号)であろうと考えられている。それに対して「大化」は、『日本書紀』の孝徳天皇即位前紀に、「天豊財重日足姫(皇極)天皇四年(西暦六四五年)を改めて大化元年と為す。」と記されている。これが年号の初見であり、朝廷で公式に定められた年号(公年号)はこの大化が最初とみなされている。

大化年号は「大化の改新」と不離一体であって、その語義も広大な徳化とでもいう意味に解してよいであろう。評価されてよいであろう。

しかし、大化・白雉の後は三十年余りも年号がなく、天武天皇の晩年(六八六)に「朱鳥」と改元されたものの、以後再び途絶えてしまった。(「白鳳」を天武天皇朝の年号とみなす説もあるが、これは「白雉」の異称であって、公式の年号とは認められない。)

けれども、文武天皇五年(七〇一)には、律令法の編纂事業が完成に近づいた。そこで朝廷は、対島から珍しい金(大宝)が貢進されてきたことにちなんで、「元を建て大宝元年と為す」ことに決し、まもなく律令を施行している(続日本紀)。よって、これを「大宝律令」と呼ぶが、そのなかに次の一条がある。

「およそ公文に年を記すべくんば、皆年号を用いよ。」

こうして日本の年号は、律令国家の根本法典のなかに明文化され、名実ともに制度的確立をみたのである。

二 年号使用の実態

大化に始まり大宝で確立した日本の年号は、それから

う。大化の改新は近代の明治維新に匹敵する古代史上の一大改革であるが、そのさい年号制度も採り入れられ、ここに初めて日本の年号が誕生したのである。

ちなみに、中国ではすでに前漢の武帝時代から年号の制度が行われており、周辺諸国にも次第に及ぶようになった。しかし、中国には古来みずから「中華」と誇称し、周辺の国々を「夷狄」と見降す華夷思想が強くあり、年号に関して、周辺の国々が中華帝国の年号をそのまま使うことは喜んで認めるが、各々に独自の年号を建てることは断じて許さない、という態度をとっていた。現に朝鮮の新羅では、法興王のころから秘かに独自の年号を使っていたが、真徳王のとき(六四八年)、唐の太宗に「新羅は大朝(唐)に臣事しながら何ぞ以て別に年号を称するや」(三国史記)と厳しく咎められたので、以後もっぱら中国の年号をそのまま遵奉している。

このような中国や朝鮮の動きを背景に考えてみると、まさに同じ七世紀の中頃、日本において「大化」という独自の年号が創建され、続いてその六年目(六五〇)に「白雉」と改元されたことの政治的文化的意義は、高く

昭和の今日に至るまで一年も途絶えることなく続いてきた。伝統文化の豊かな日本でも、これほど永く続いている文化は稀である。しかも、それは国民生活と深く関わるものであった。その実態を少し検討してみよう。

まず大宝以前は、朝廷で年号を定めること自体まだ断続的であって、それが一般に使われた形跡は見あたらな。ところが大宝以降は、前に述べたように、公文書に年を記す場合はすべて年号を使用すべきことが成文法に規定され、それが確実に実施されている。

たとえば、藤原京は大宝前後十数年間都のあったところであるが、その宮跡から発掘された木簡(木片の墨書)の年紀をみると、大宝以前のものは干支のみであるが、それ以後のものにはすべて「大宝貳年」(七〇二)とか「和銅三年」(七一〇)と年号で記されている。その多くは全国各地からの貢進物に付けられてきた荷札であるから、地方でも国司や郡司だけでなく貢進物を納入した人々も年号を日常の公文書に使っていたとみて間違いないであろう。

奈良平安時代は貴族中心の時代といわれ、鎌倉時代以

降は武家中心の時代といわれるが、貴族や武家だけでなく農民のなかにも、かなり年号を使う人々がいたようである。著名な例をあげれば、国司の非法を訴えてた「尾張国郡司百姓等解文」は、ちょっと出来すぎの感すらもたれる漢文であるが、その末尾に「永延二年」(九八八)とあり、また地頭の横暴をたどたどしいカタカナ文書で訴えた「阿氏河莊上村百姓等言上状」の末尾には「ケンチカンネン」(建治元年 一一二七五)とみえる。

安土桃山時代をへて江戸時代に至ると、社会が安定するにつれて庶民にも段々と教育が普及した。その教材には古来の年号を漢詩や和歌によみこんだ「年代詩」や「年号歌」なども使われている。そのせいか、江戸時代には庶民が時の年号を批判して改元のきっかけを作った例すらある。たとえば、寛永が二十年も続くと「ウサ見ルコト永シ」と皮肉り、また明和九年には「世人迷惑することあらん」と文句をいっている(『改元物語』『翁草』)。これらは時の幕政に対する間接批判でもあろうが、そのようなことに使われるほど、年号は庶民生活にとけこんでいたともいえるのではなからうか。

なお、年の表示方法としては、古くから干支も広く使われている。江戸時代の地方文書や大福帳・旅日記などをみると、年号と干支を併記したものが多く、干支だけの例も少なくない。また、キリシタン大名や蘭学者たちは、「御出生紀元」とか「洋曆」と称してキリスト紀元Ⅱ西曆をも使用している。

三 改元の理由と方法

日本の年号は、約千三百年の間に二四六もあり、一号平均五年半たらずで改元されている。その改元は、大別すれば次のような四つの理由によって行われてきた。

- (1) 天皇が代替りされた時、その始めに新しい治世への理想を年号に表明すべく改元された(代始改元)。実例をみると、奈良時代には即位直後が多く、平安初期の弘仁改元(八一〇)以降は即位の翌年が多い。
- (2) おめでたいしるしとされた祥瑞(珍しい動物や鉱物など)が現われると、それを祝って改元された(祥瑞改元)。上述の白雉・朱鳥をはじめ、奈良時代前後の改元はほとんどこれである。

- (3) いまわしい天災地異が起こると、それを追い払って気運を一新するために改元された(災異改元)。これは祥瑞改元と裏腹で、平安時代の延長改元(九二三)以降に多くなり、兵乱なども災異として改元の理由とされた。
- (4) 干支が辛酉・甲子にあたり、その年に予測される不幸な変革(革命・革命)を未然に防除するという考えで改元された(革年改元)。これは平安時代の延喜改元(九〇一)に始まり、以後幕末までほとんど勵行されている。

さて、このような理由によって改元が発議されると、新しい年号を決めなければならない。平安時代の儀式書や公家日記をみると、それはおよそ次のような方法で行われることになっていた。

すなわち、(1)まず天皇の意を承けて大臣が学者(文章博士や式部大輔など)に年号文字の選定を諮問すると、彼等は中国の古典(歴史書や哲学書など)から好字数案を選び出して答申する。(2)そこで大臣は公卿(参議以上

の議政官)の会議を開き、年号原案の一つ一つについて賛成者と反対者の論議を繰り返し行い(これを難陳という)、最良の案を選んで奏聞に及ぶ。(3)すると天皇は、その案をご覧になり新年号として勅定され、ただちに改元詔書を作成して、関係官庁に公布される。

以上、まことに周到な改元手続であるが、年号を選び定めるには、さまざまな角度から慎重に検討することが必要であり、衆議を尽くした上で年号に権威を付与するためには、天皇の勅定・公布が不可欠であったのである。鎌倉以降の武家時代、とりわけ江戸時代に入ると原案を事前に、幕府側で検討して返送することが慣例とされたが、改元の方式そのものは、幕末まで変わることはなかった。

四 一世紀一元の制

前にも触れたように、日本年号の平均寿命は五年少々、天皇一代に平均三回近く改元されたことになる。とくに幕末の孝明天皇は在位二十一年間に六回も改元されている。これは代始改元(嘉永)に加えて災異改元(安政・

万延・慶応」と革新改元（文久Ⅱ辛酉、元治Ⅱ甲子）とが重なったからであるが、こんなに年号が変われば何かと不便であったにちがいない。

ところが中国においては、すでに明代（一三六八～一六四四）から一皇帝一年号Ⅱ一世一元が慣例となり、清朝もそれを踏襲していた。そこで江戸時代の儒学者の中には、一世一元（一代一号）をよしとする意見を述べた人が少なくない。この意見（とくに藤田幽谷の「建元論」）は、やがて幕末維新のさい岩倉具視に注目され、慶応四年（一八六八）九月、明治天皇の代始改元にあたって正式に採用された。そこで、明治改元詔書には「自今以後旧制を革易し、一世一元以て永式となせ」と明記され（行政官布告には「今より御一代一号に定められ候」とある）、のち皇室典範（第十二条）や登極令にも同趣旨の規定が明文化されるに至ったのである。

このような経緯をみると、一世一元制は従来の頻繁な改元による不便混乱を解消するため、改元を代始のみに純化したものであって、元号史上の一大革新といえよう。もっとも、改元は代始に行うのが大化以来の本則で

てよい。また、それは律令時代から全国的に行われるようになり、中世近世の武家時代にも朝廷で定められた年号があらゆる人びとに日常的に使われており、まさしく生活文化といってよい。さらに、それは古来さまざまな理由で改元されてきたが、明治以降は代始改元のみに純化されて一世一元となり、これが今後も継承されることになったのである。

では、このように元号が日本で長く続き、現に広く使われていることは、どんな意義があるのだろうか。まずこれを歴史的にみれば、坂本太郎博士が指摘されるように「年号は独立国のシンボルであった。……日本が、中国文化の影響を受けながらも、毅然として自国の年号を用い続けてきたのは、簡単に見すごされてはならない事実である。」（拙著『日本の年号』序文）といえよう。

また、元号は文字（漢字）によって治世の理想・願望を表明したものであるから、単に数字を羅列した紀年法より親しみやすく、一見して各時代のイメージをとらえやすい。そこで、歴史用語のなかにも、大化の改新・天平文化……明治維新・大正デモクラシー等々、元号を冠

あり、すでに平安初期数代は一世一元となっているが、それを「永式」として制度的に確立されたところに画期的な意義が認められる。

この一世一元制は、戦後GHQの意向で皇室典範から除かれ、成文上の法的根拠を失った。しかしながら元号を使う永年の慣習まで禁止されたわけではない。現に官公庁でも大多数の一般国民も、従来どおり元号を使い続けてきた。しかも、このように「事実たる慣習」として国民生活に定着している元号を末永く存続してゆくためには、現行憲法下での法的根拠を明確にしておく必要がある、ということから、このたび元号法が制定されたのである。これによれば、今後の元号は内閣が政令によって定め（第一条）、改元は従来どおり一世一元で行う（第二条）ことになっている。

五 元号の存在意義

以上を要するに、日本の元号は、大化に始まり大宝に制度的確立をみてから昭和の今日に至るまで、約千三百年間連続と続いてきたもので、まさしく伝統文化といっ

するものが多く、各々に独得の味わいがある。

さらに、今日では元号だけでなく西暦の使用もふえつつあるが、両者は全く性格を異にするもので、互いに相補う関係にある。すなわち、元号は一代毎に改元する短期的尺度であり、西暦は自動的に連続する長期的尺度であって、前者は身近かな日常用の紀年法として有効であり、後者は年代の前後関係や国際比較の紀年法として便利である。

古来わが国では、幾多の文化を併存しながら各々の長所を活用してきたが、紀年法についても同様であって、いわゆる「ダブル・スタンダードの効用」を享受してきた。したがって、おそらく今後とも、平生はおもに元号が使われ、必要に応じて西暦も併用される現状が続いてゆくことであろう。

（初等中等教育局教科書調査官）



元号法について

地方課

元号法がこの第八十七回国会に提出され、六月七日に可決成立した。同月十二日に公布され、同日から施行された。

この法律は、次のようにわずか本則二項及び附則二項から成っている。

元号法

- 1 元号は、政令で定める。
- 2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする。

一 元号に関する旧制度

我が国の元号の歴史は、孝徳天皇の大化の改新のあつた時（西暦六四五年）に「大化」の元号をたてたことにはじまる。以来、明治時代に入るまでに二四三の元号が制定されている。

明治の元号は、明治元年九月八日に出された詔書及び行政官布告によつて制定された。詔書には、「其改慶応四年為明治元年自今以後革易旧制一世一元以為永式」とあり、ここに改元とともに、いわゆる一世一元の制度が確立した。

その後、明治二十二年二月十一日に制定された旧皇室典範第十二条は、明治元年の行政官布告を吸収する形で、「踐祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ」と規定し、一世一元の制度を定めた。また、明治四十二年

二月十一日に制定された登極令は、元号の制定について次のように規定して、踐祚の後直ちに改めること、枢密院に諮詢して勅定すること及び詔書をもつて公布することを定めていた。

第二条 天皇踐祚ノ後ハ直ニ元号ヲ改ム

元号ハ枢密顧問ニ諮詢シタル後之ヲ勅定ス

第三条 元号ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

旧憲法下では、元号の制定に関してこのような法令上の根拠が置かれていたが、昭和二十二年の憲法施行の直前に公布された「皇室典範及皇室典範増補廃止ノ件」及び「皇室令及付属法令廃止の件」により、旧皇室典範及び登極令が、憲法施行の日の前日である昭和二十二年五月二日限りで廃止され、「昭和」の元号はその法令上の根拠を失うことになった。

現行の皇室典範は、憲法の授權によつて法律の形式をもつて制定されているが、皇位の継承、摂政の設置等の皇室関係の事項を規定するものであり、元号に関する事項は、国務に関する事項であつて、皇室典範に規定することは適当ではないので、

この中に取り入れられることはなかった。政府は昭和二十一年に元号に関する事項を別個の法律をもつて規定することとし、皇室典範の国会提出に際して、元号法案の閣議決定を経たが、国会提出は取り止めとなった。

「昭和」の元号は、調査によると、現在大部分の国民が使用しているが、このように、法令上の根拠を全く欠いていた。国や地方公共団体の機関又は国民が昭和という元号を使用するのは、事実たる慣習（民法第九十二条）として用いられていたのである。その事実たる慣習の内容は、現在の天皇陛下が御在世中は使用するという認識であると考えられた。万一陛下が崩御された後は用いられなくなると予想されたのである。

昭和二十二年に元号の制度を根拠つけていた皇室典範及び登極令が廃止された後は、もちろん改元は行われていないので、事実たる慣習であるのは元号の使用であり、一世一元の制度それ自体に事実たる慣習が成立していると考えられることはできない。したがつて、万一天皇陛下が崩御された後には新しい元号を制定することができないという事態をむかへざるを得なかったのである。

二 元号法の内容

世論調査によると、国民の九割の者が日常生活で元号を使用しており、かつ、八割の者がその存続を希望している。このため、今後とも元号の制度を存続させるべきであると考え、それが長年使用されて広く国民の間に定着していることにかんがみ

て、制度として明確で安定したものにするために、法律をもつてそれがどういふ場合に改元を行うかを明確に定めたのである。

「元号」とは、年の表示方法としての曆年の称号であり、「年号」と同義である。元号の意義については、現在、国民一般に共通の理解があると考えられ、この法律では定義が置かれていない。

我が国においては、「昭和」を含めて、元号はこれまで常に天皇が定めてきたが、日本国憲法によって天皇は、「憲法に定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」（憲法第四条第一項）こととされており、国事行為の中には元号を制定することが含まれていないので、天皇は元号を制定することはできない。

この法律では、元号は政令で定めることとし、内閣に元号の制定権を委任している。憲法の施行後も「昭和」の元号は元号として国民一般に広く使用され、事実たる慣習となつてゐる状況にかんがみると、元号を政令で定めることとしても、元号としての性格を失ふことはないと考えられる。

元号は、法律をもつて定めることも一つの方法として考えられるが、皇位の継承があつた場合、速やかに制定すべきである

継承は天皇の崩御によつてのみ行われることになる。

皇位の継承は、天皇の崩御という原因事実の発生により法律上当然に行われるのであつて、格別、意思表示や手続を必要とするものではないと解されている。したがつて、天皇の崩御の瞬間に、当然に皇嗣が即位するのである。

この法律では、「二世の間、これを改めない」旨の明文の規定を置かなかつたが、改元の事由を皇位の承継があつた場合に限つてゐるので、いわゆる一世一元の制度を採用したということが出来る。

元号法について

明治元年にこの制度が確立され、大正、昭和と受け継がれ、この制度は、現在の元号の在り方として定着してゐると考えられる。皇位継承の場合以外の改元を考えるとすれば、何年かを単位として改元する方法や大事件の発生によつて改元する方法があるであろう。しかし、前者は、元号の歴史や国民が元号に対して抱く感覚に合致しないであろうし、また、このような機械的な改元の基準を見いだすことが困難である。後者の方法も、価値感が多様化した現代の社会において、大事件といつても、国民のそれぞれの評価は異なり、運用の上で国民の大多数に納得を得られるような大事件の選択は極めて困難である。このような点を検討すれば、一世一元の制度の合理性が首肯され

るので、その制定権を内閣に委任することが現実的に最も適当であり、また、国民に広く用いられる重要なものであるので、その制定は法律に次ぐ形式的効力を有する政令によることとした。

元号制定の手續については、この法律は規定を置いていない。審議會を設けて、これに諮問した上で元号を定めることが一応考えられるが、改元の手続が緊急を要し、また、審議會委員の人選、その任命や諮問の時期等をどうするかについて問題があり、この方式は適当でないと考えられる。しかし、実際上の元号を定める手續は、新しい元号候補案の選考に当たつて、学識経験者に案の提出を委嘱することになるであろう。このような方法によつて国民の意思を反映させることがより適切であると考えられ、審議會という形式を採用しなかつたのである。

元号は、皇位の継承があつた場合に限り改められる。皇位の継承について、憲法第二条は、「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と規定している。皇室典範第四条によれば、「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」とされ、かつ、皇室典範はこれ以外の皇位継承の事由を認めていないので、皇位の

るのである。

一世一元の制度は、現行の日本国憲法に照らして、矛盾抵触するものではない。憲法は象徴天皇制を定めており（憲法第一条）、天皇の象徴たる地位は国民の総意に基づくものであるから、皇位の継承を契機として改元するとしても何ら憲法違反の問題は生じない。

皇位の継承があつた場合、改元の時期については、この法律は特に具体的に限定していない。新しい元号を定めることは、政令により行うので、そのためには若干の時間が必要であるが、事情の許す限り速やかに定めることがこの法律の趣旨である。具体的には改元の必要が生じた時点で諸般の事情を考慮して決定される。この方法が原則である。改元の方法としては、皇位継承の翌年から改元する方法（踰年改元）もあるが、皇位継承の時期、国民感情、改元に伴う国民生活への影響等各般の事情を考慮して、慎重に決定されることとなる。

このように即時に改元するのが原則となるが、新しい元号は政令によつて定められるので、その施行の時期は政令で定められることになる。政令によつて公布の日から施行することとすれば、「その法令を掲載した官報が印刷局から全国の各官報販売所に発送され、これを一般希望者がいづれかの官報販売所又

は印刷局官報課において閲覧し又は購読しようとするれば、それをなし得た最初の時点」(昭和三十三年十月十五日 最高裁判所判決)に公布されたものとされるので、この時点から施行されることになる。

大正及び昭和への改元の際には、天皇の崩御の時点を境にして一日が二つの元号に分かれているが、この法律による改元の場合には、政令の施行日によって定められる。公布の時から政令を施行するとした場合には、公布の時点を境にして一日が二つの元号に分かれることになる。

この法律は、公布の日である昭和五十四年六月十二日から施行された。

「昭和」の元号は、昭和二十二年以来法令上の根拠を欠いていたが、この法律に基づき定められたものとされた。

この法律によって、「大宝」の元号を定めたとき(西暦七〇一年)以来、継続して元号が定められることになったのである。

この法律を欠く場合には、昭和の元号が使用されなくなったときには必ずしも年の表示方法として西暦に統一されるわけではない。諸外国における年の表示方法としても、西暦を使用する例が多いことは事実ではあるが、仏曆、回教曆等を併用する等の例がある。我が国においても固有の歴史や文化・伝統があ

り、これは尊重すべきである。

また、この法律の施行によって元号の使用が国民に強制されるものではない。この法律は、元号の制定について根拠を与えるものであって、その使用については全く明文の規定を置いていない。国会は国権の最高機関であり、それが法律の形式をもって元号の制定に根拠を与えたことにかんがみると、国の機関においては、外交文書等の特別な場合を除いて、その使用を予定していると考えられる。地方公共団体においても、国に準じて使用することが期待されていると考えられる。

一般国民に対しては、元号の使用は義務づけられていない。この法律が施行されて後も、旧来と同じように使用されるであろう。

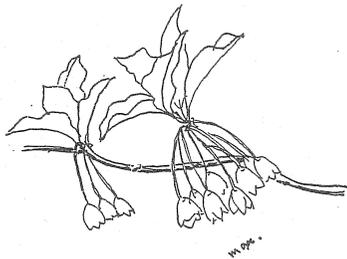
一般国民に使用義務はないが、公の機関においては、今後とも現在のように原則として元号を使用することになるので、一般国民が公の機関に提出する申請、届出等の書類には、事務処理の統一のために、元号の使用について協力を要請することになる。これらの書類に西暦を用いた場合には、元号使用について協力は求めるが、これは強制するという性格のものではないので、西暦の記入されたものでも最終的には受理することになる。

三 教育における元号の取扱い

現在の小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領においては、元号の取扱いについては具体的に述べていない。しかし、例えば、中学校学習指導要領の社会科学歴史的分野では、大化の改新、天平文化、応仁の乱、享保の改革、元祿文化、化政文化、明治維新等の元号を用いた歴史的用語が使われている。

社会科学の教科書においては、西暦で年代を表示した上、重要なものについては元号を併記したものが多く、教科の目標や内容からみて、元号と西暦の両方を学ぶことが、学習を進める上に必要となるからである。

教育における元号の取扱いは、あくまでも教育上の観点から考えられるものであり、元号法の成立によってその取扱いが変わるものではないのである。



▼今年の梅雨は雨がほとんどなく、毎日真夏のような日が続いている。

休日の郊外電車の中は、背広を着る人もなく、カラフルな夏の装いにあふれている。大胆に肩を出した女性。その腕に、真赤な横縞のTシャツの子がもたれかかって眠っている、汗を鼻の頭に一杯かいたまま。川を渡るとき、水着一つの腕白どもがボートを漕ぐ姿が見える。

ただ、線路わきには、田植えの終わったばかりの丈短かな稲の並びが美しい水田。そして紫陽花の塊り。それだけが、六月の風をわずかに送ってくれるようである。

▼都道府県・指定都市教育委員会委員長・教育長会議が、六月十三日に開催された。まず文部大臣のあいさつがあった後、各局長の所管事項説明、質疑応答が行われた。文部大臣は、本号の巻頭に掲げるとおり、学校教育の改善をはじめと

し、社会教育、文化、体育・スポーツ、学術の振興、教育委員会の組織、教職員の職務の問題等文部行政の当面する諸課題について所信を表明した。特に、教育委員会の組織については、東京都中野区の教育委員準公選条例の制定について遺憾の意を述べるとともに、教育長に教育行政の特質を十分理解した適任者を選任するよう要請した。

▼今年は省エネルギーのため、中央官庁では蒸暑さにあえぎながらも七月半ばまでは冷房を入れないこととなっている。東京サミットでもエネルギー問題が焦点である。本号では、天谷直弘資源エネルギー庁長官に、このエネルギーに関し厳しい情況の時代を迎え、教育に何が求められているかを論じていただいた。現在、将来の日本と世界の姿を様々な角度から把握し、それを踏まえて教育のあるべき途を考えていくことは重要であり、長官の教育に対する御発言は我々にとって示唆するところが大きいであろう。

▼本年三月に出された麴町中学校調査書事件第一審判決（いわゆる内申書判決）は、問題の多い判決として教育界に大きな論議を呼んだ。本号では、勝部真長お茶の水女子大教授に教育論の観点からの判決の問題点を論じていただいた。また法律的観点からの判例評釈を後日掲載する予定なので、併せてこの判決を考える上の参考にしていただきたい。

MEJ 63 巻31 第3号 教育委員会月報

省 部 文 権 者 作 行 著 発
印 刷 者 東京都港区西新橋3丁目6番10号
大日本法令印刷株式会社